

IEFS Japan 賞に関する規定

2024年8月1日 制定

(目的)

第1条 本規定は、IEFS Japan 各賞および各賞選考委員会に関して必要な事項を定める。

第2条 IEFS Japan は、その優れた研究業績によって、経済学ならびに本会の発展に貢献した正会員に対して、次の各賞を授与する。

- (1) Koji Shimomura Award
- (2) Young Economist Award
- (3) Fumio Dei Award
- (4) IEFS Japan Special Award

(内容)

第3条 Koji Shimomura Award は、経済学分野において優れた業績を刊行したおおむね50歳代以下の研究者に対して授与する。ただし、会長は候補者から除く。

2 同賞の審査対象となる業績は、本会 HP の Forthcoming papers and abstracts に掲載された論文を中心に、当該授賞年度および過去において公刊された国内外の経済学関連の査読つき論文ないし著書とする。

3 同賞は、原則として4年に一度、夏季オリンピックが開催される年に授与する。

第4条 Young Economist Award は、経済学分野において優れた業績を刊行したおおむね30歳代以下の若手研究者に対して授与する。ただし、会長は候補者から除く。

2 同賞の審査対象となる業績は、本会 HP の Forthcoming papers and abstracts に掲載された論文を中心に、当該授賞年度および過去において公刊された国内外の経済学関連の査読つき論文ないし著書とする。

3 同賞は、原則として4年に一度、夏季オリンピックが開催される年に授与する。

第5条 Fumio Dei Award は経済学分野において、優れたプレゼンテーションを行った大学院生及びポストドクターに対して授与する。

2 前項の授賞対象となるプレゼンテーションは、当該授賞年度に Fumio Dei Online Meeting においてプレゼンテーションされたものとする。

第6条 IEFS Japan Special Award は、IEFS Japan に顕著な貢献があったものに対して授与する。ただし、会長は候補者から除く。

(選考方法など)

第7条 Koji Shimomura Award と Young Economist Award の候補者は、自薦他薦を問わず、会員から推薦のあった会員とし、授賞対象者の選考は、賞選考委員会が行う。

2 賞選考委員会は、推薦の有無に関わらず、学会 HP の Forthcoming papers and abstracts に基づき、候補者を追加できる。

3 賞選考委員会は、会長、理事（ただし、候補者として推薦されたものは除く）、その他会長が必要

と認めたもので構成される。

4 会長は賞選考委員の中から委員長を定める。

5 賞選考委員の再任を妨げない。

6 賞選考委員の委員長は、原則として当該年度の Annual Meeting 前に審査経過とその結果を報告し、理事会の了承を得なければならない。また、会長は、Annual Meeting において報告し、受賞者に対する顕彰を行わなければならない。

7 賞については、本会 HP にておいて速やかに公表しなければならない。

付則

この規定は、2024年8月1日より施行する。